

平成30年宇治田原町総務建設常任委員会

平成30年9月11日

午前10時開議

議事日程

日程第1 各課所管事項報告

○総務課所管

- ・平成30年度宇治田原町総合防災訓練（概要）について

○企画財政課所管

- ・ふるさと納税事業（平成30年度版）について
- ・宇治田原町空家等対策協議会について

○建設環境課所管

- ・町道郷之口高尾線災害復旧工事について

○産業観光課所管

- ・全国・関西茶品評会の結果報告について
- ・林道地福谷線災害復旧工事について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	3番	垣内秋弘	委員
副委員長	2番	松本健治	委員
	1番	谷口重和	委員
	5番	浅田晃弘	委員
	7番	山本精	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君

建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	矢野里志君
企画財政課課長補佐	岡崎一男君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君
建設環境課課長補佐	谷出智君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課 地域振興担当課長	富田幸彦君
上下水道課長	青山公紀君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会は付託議案がございませんので、所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますのでご確認をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） それでは改めまして、おはようございます。

本日は、9月定例会の開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

垣内委員長、また松本副委員長には、色々とお世話になりますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、台風21号が来て、今日でちょうどまる一週間になるところでございますけれども、この台風21号につきましても、雨は少なかったですけれども風がきつい台風だったということでして、当日から翌日にかけて、特に高尾区の皆さんには長時間の停電ということで、それ以外の地域の皆さんにも翌日の朝まで停電いたしまして、大変生活に不便をおかけしたところで、大変申しわけなく思っております。特に高尾区の皆さん方には大変長い時間、また期間において停電が発生いたしまして、昨日の午後3時によろやく全戸通電いたしまして、停電が復旧したということで、何とか早く通電してほしいというようなことを申してきました、何とかやっていただいたということで、高尾区民の方も、今も遠く回っていただいて生活をしている中で、また追い打ちということで、非常に地元の方も大変お疲れになって苦慮いただいているというのが現状でございます。

そういった中で、今日もある新聞を見ていると、まだ宇治田原町では70戸の、70軒の停電があるというようにも発表されていますけれども、実際は宇治田原町の生

活をしていただいているところ、あるいはまた事業所のあるところ、ここについてはもう全て通電いたしております、復旧が終わっていると。ただ、禅定寺、野田尾とちょうど大峰林道の向こう側のああいったところの街灯部分で、まだ若干の停電が起こっているということで、住民の皆さんの生活には支障のないところで、それについても関電さんはるる復旧に向けて取り組んでいくというようなことを聞いております。

この台風によりまして、近畿でもまだ七千戸の停電が起こっているというようなことも、今朝、発表されていましたが、山合いの倒木でなかなか行けないところについては、やはり復旧が遅れているというようなこともございましたけれども、本町においては何とか関電さんに頑張ってもらっていただきまして、昨日午後3時には全て通電いたしましたので、それについては少し安堵をしているというようなところでございます。

そういった状況の中で、また、昨日、一昨日の夕方の4時10分に大雨警報が発令されて、また続いて大雨というような気象庁の発表もございましたので、町としても万全な体制ということで、警戒態勢をとりまして、役場のほうに職員が詰めて、夜中ずっと警戒に当たりましたが、幸いにして累加雨量で宇治田原町の場合は1ミリということで、降っているか降ってへんかわからない状況の中で、警報はずっと続いたということで、朝の7時48分にちょうど解除いたしまして、大雨注意報に切り変わったということで、切り変わってから雨が強くなって降ってきたというようなことです。子どもさんも朝の7時時点では警報でしたので、今日は学校が休校かなと思っておられましたけれども、7時48分に解除になりましたので慌てて学校のほうに無事、登校が終わったということです。この時間帯から雨が一番強く降っているところで、時間雨量5ミリでしたので、そんなに強い雨ではなかったということでよかったんですけども、京都市内の北部のほうでは、まだ引き続いて警報が発令中ということで、豪雨になっているというような状況でございまして、季節的に秋雨前線といえども、今までとは違う、そういった台風の風速の威力、あるいは豪雨、こういったことが今後も非常に心配されるところでございます。

そうした中で、高尾の区民の方も一つは安心していただけましたけれども、この間、区民の皆さんの生活に何か支援できないかということで、色々と松本議員にもお力をいただいて、やすらぎ荘のお風呂を使ってもらおうとか、あるいはまた氷をエフケイさんからたくさんいただきまして、それを高尾区のほうに2日間運んだり、あるいはまた、自家発電ということで、発電機を町のほうから無いご家庭については対応して、このように何とかやってきたところでございます。

やはり、倒木がきつかったので、大峰林道の倒木の除去あるいはまた清掃に非常に時間がかかったのが一つの要因だったかなと。

この間、地元区民または消防団または町の職員も随時、清掃等々に尽力いただきましたので、早く復旧にもつながったというふうに思っております。

そういった中で、今後もこういった状況がまだまだ心配される時期が続きますけれども、町としても万全な体制で臨んでいきたい。また、それと合わせて、高尾区の町道郷之口高尾線の道が、一日も早く復旧できるように取り組んでいきたいというように思っていますので、また委員の皆さんには色々ご支援、ご指導をひとつよろしく願い申し上げ、それと合わせまして、これからまた季節ごとに、酷暑の中から残暑あるいはまた夜の肌寒い時期にもつながってまいりますので、委員の皆さん方には色々ご自愛をいただき、益々ご健勝いただきたいというように思います。

今日は委員長のほうからもございましたけれども、それぞれ各課から所管事項のほうのご報告させていただきますので、色々ご指摘なり、またご指導、ひとつよろしく申し上げまして、簡単ですけれども、開会に当たりましてご挨拶にかえたいと思います。どうぞお世話になりますけれども、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の平成30年度宇治田原町総合防災訓練（概要）について説明を求めます。清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年度宇治田原町総合防災訓練（概要）につきましてご説明を申し上げます。

お手元のA4、1枚物の両面刷りの資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、1 目的でございます。

震災に伴う被災者の救出、救護、消火活動などを想定いたしまして、町自主防災会、消防団、消防分署等の防災関係機関が一体となった総合的な訓練を実施することによりまして、防災関係機関相互の連携強化と住民の防災意識の高揚を図り、地域の防災力の充実、強化につなげることを目的といたしまして、実施するものでございます。

2 日時でございますけれども、本年11月18日曜日、午前9時を予定しておるところでございます。予備日につきましては、そこにありますとおり11月25日、翌週ということで予定をしております。

場所ですけれども、宇治田原小学校のグラウンドを予定しております。

4 訓練参加予定団体といたしましては、本町、それから自主防災会といたしましては岩山、緑苑坂、禅定寺、立川、湯屋谷の各自主防災会、それから宇治田原町消防団、京田辺市消防署宇治田原分署、宇治田原町社会福祉協議会、陸上自衛隊第102施設器材隊、京都府田辺警察署、災害時相互応援協定締結市町、以上の団体の訓練参加を予定しているところがございます。

5 訓練想定でございますが、訓練当日、11月18日午前9時に京都府南部を震源とする地震が発生し、本町では震度6強の強い揺れを記録しました。この地震により、地すべり、建物倒壊等で多数の被害が発生し、折からの大雨により河川、ため池の水位が上昇しまして、浸水被害の危険性が高まっているという訓練想定の中で実施したいと考えております。

6 実施内容でございます。

まず(1) IP告知システムによります情報伝達システム運用訓練。

(2) 消防団との無線報告、連絡による被害状況報告訓練、避難情報伝達訓練。

(3) といたしまして、各地区の自主防災会による避難・誘導訓練。

(4) といたしまして、各自主防災会長から本部長である町長への報告といたしまして、避難情報収集訓練。

(5) といたしまして、分署による応急救護の講習として、応急救護所設置訓練。

(6) といたしまして、オートバイによる自衛隊車両の訓練展示走行。

(7) といたしまして、応急担架作成訓練、倒壊家屋の救出訓練、応急救護訓練を実施する救出・救護訓練。

(8) といたしまして、消火器の取り扱い訓練、消火栓の取り扱い訓練、バケツリレー訓練を実施する初期消火訓練。

(9) といたしまして、土のう作成訓練、積み土のう工法訓練の実施としまして水防訓練。

(10) といたしまして、警察の先導で相互応援協定自治体によります救援物資等搬送訓練。

(11) といたしまして、消防団と分署の連携によります放水訓練。ここでは、はし

ご車による放水訓練を分署のほうで実施していただきたいというふうに考えております。

(12) その他といたしまして、飲料水造水訓練、また、煙体験訓練。防災資機材の展示ということで、適宜あいた時間で訓練を実施していただきたいというふうにご考慮しております。

裏面のほうごらんいただきたいと思っております。

裏面には、これまで実施してきました総合防災訓練、平成28年、29年を参考として掲載をさせていただいております。

まず、28年度でございますけれども、こちらにつきましては町政施行60周年記念事業として実施をさせていただいたところでございます。平成28年11月20日曜日、9時から11時20分まで実施をさせていただいております。

メイン会場を維孝館中学校のグラウンドといたしまして、隣の住民グラウンド、あわせて実施をさせていただきました。

参加機関につきましては、自主防災会、消防団など13機関、合計541名の参加をいただいたところでございます。

訓練内容といたしましては、(1)の広報訓練から、(16)の救援物資搬送訓練まで、16の訓練を実施いたしまして、特に(13)の道路啓開訓練では道路の瓦れきを撤去しまして、緊急車両等の通行確保をする訓練ということで、自衛隊のご協力を得まして、訓練を実施させていただいております。

また、その下ですけれども、京都市消防ヘリ引き上げ訓練ということで、被災者の救出を京都市消防局のご協力によりまして、実施をさせていただいたり、この2つが今までなかったような訓練となっております。

続きまして、平成29年度でございます。こちらにつきましては、八幡市をメイン会場としまして、京都府の総合防災訓練と同日での開催をさせていただいたところでございます。

実施日時といたしましては、平成29年9月3日曜日、午前9時から11時45分まで実施をいたしました。

実施場所ですけれども、田原小学校グラウンドで実施したところでございます。

参加機関、参加人員でございますけれども、こちら自主防災会、消防団など10機関、合計388名の参加をいただいて、訓練を実施させていただきました。

また、訓練内容でございますけれども、(1)の情報伝達システム運用訓練から(18)の放水訓練まで、18の訓練を実施させていただきました。特に、(1)の情

報伝達システム運用訓練では平成28年に実施を完了いたしましたIP告知システムの試験放送を実施させていただいたところでございます。また、(8)の京都府警のヘリ視察飛行では、知事が同乗されての訓練の視察飛行ということで実施をされたというところでございます。

訓練等の内容につきましては以上でございます。総務課所管事項につきましては説明を以上で終わらせていただきたいと思います。

○委員長(垣内秋弘) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員(谷口重和) 最近、頻繁にいろんな被害が起きてくる中で、訓練は非常に大事です。また、住民さんも参加してのほんまに一生懸命な訓練ごころうさんやと思います。昨日も自衛隊の隊長の野上さんが議会のほうに来ていただきまして、また色々とお話させてもらい、また色々協力も要請したところです。今年の訓練ですけれども、訓練に入って、本部からの指示指令、アナウンス、それが余りにも今日まで単調やと、もう少し気合いの入ったアナウンスをしてほしい、してもらいたい、できれば。

それと、できる限り厳しい訓練になることを望んでおります。今までも厳しいですけれども、それ以上に、やはり、現実起きたような訓練をやってもらいたい。住民さんは別として、やはりこちら側のほうから厳しい訓練になるように、指導なりしていただきたい、それだけを望みます。以上です。

○委員長(垣内秋弘) 答弁いいですか。コメントは。副町長。

○副町長(山下康之) ただいまのご指摘等につきまして答弁申し上げたいと思います。

今日まで、全庁的あるいはまた部分的にとということで、いろんな形で今日まで訓練は実施してきている中で、以前からもどこで何を今しているのかわからないとか、今こっちでこれをしているのがもう一つわかりにくいとか、そういうご意見もございましたので、しっかりと今どういう動きがあって、どういう今訓練をどこでやっているか、そういったことも常に放送を入れながら取り組んでいきたいというように思います。

また、訓練中については、今も東南海、南海といわれているような状況もございますので、きびきびとした姿勢で全体的に臨んでいきたいというように思っておりますので、またご指導のほうよろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長(垣内秋弘) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管のふるさと納税事業（平成30年度版）について、説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） そうしましたら、私のほうから宇治田原町ふるさと納税事業（平成30年度版）についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、A4の1枚物でございます。

ふるさと納税の事業につきましては、昨日の予算特別委員会で補正に係る分についての説明をさせていただきました。今回につきましては、今現在、進めております特産品のリニューアルについて説明をさせていただきたいと思います。

総務省のふるさと納税に係ります返礼品に関する通知を踏まえまして、ふるさと特産品のリニューアルを現在、進めているところでございまして、9月4日現在でのふるさと特産品の申し込み状況について、報告をさせていただきます。なお、事業者と町のほうで、まだ若干調整中の特産品もあります関係上、事業者数ですとか特産品の数につきましては、今後変動するというようになっております。

新しいふるさと特産品での納税の受け付けにつきましては、30年10月中旬を目途に開始をする予定でございます。

以下、特産品の件数といたしましてですけれども、28年は55品目、29年度は131品目で、今現在、実施をさせていただいていまして、今回では190品目プラス59品目を予定しているところでございます。

事業者の数としましては、28年度は20事業者、29年度が31事業者、今年度につきましては45事業者ということで、14事業者の新たな協力を得られているというところでございます。

3番目といたしまして、事業者ごとの特産品ということで、網かけをしていない部分、こちらにつきましては既存の31事業者で、網かけをしている部分、こちらが14事業者の新規の事業者という形になっております。

個々の返礼品の内容につきましては、ちょっと写真撮影なり、カタログのほうを現在、作成をさせていただいておりますので、個々の内容について付けられていないので、申し訳ございませんが、主に、新規の部分についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

新規14事業者で、合計35品目でございます。主なものといたしましては、岡農園さんでありますお米、また同じ農産物といたしましては、山西農園さんのほうで夏秋キュウリなどを農産物として挙げていただいております。

また、木工製品といたしましては、有限会社木創さんの無垢ボードですとか、下にあります株式会社ナカタさんのほうで、木製のネクタイピンですとか、バッジとかカフスボタンのほうも予定をさせていただいております。

また、役務の提供ということで、宇治田原町シルバー人材センターのほうで、空き家等の庭の除草ですとか、空き地の草刈りというのも役務の提供ということで予定をしております。

また、松本委員のほうから一般質問でご提案をいただいております日本郵便さんのほうで見守りサービスというものがございます。これは郵便局員さんが月1回、親御さんのお宅などに訪問いたしまして、その内容を遠くにおられる子どもさんなりに、1回報告するというような見守りサービスというのが郵便局のほうで実施をされております。これにつきまして、6カ月の分と12カ月の分ということで日本郵便さんのほうで予定をしているところでございます。

それと、今現在のふるさと納税の状況でございますが、8月末現在で347件、496万円の寄附をいただいているところでございます。ちなみに昨年の、29年の8月末ですと172件で316万円ということで、約1.5倍の今、ふるさと納税の寄附をいただいているところでございます。これにつきましては、ふるさとチョイスというポータルサイトのほうでおすすめの投稿をアップしていったり、また8月の広報「町民の窓」でふるさと納税の特集をさせていただいたりですとか、各種同窓会のほうでふるさと納税のカタログを持っていただいて、配っていただいたりしている、こういうような効果で昨年度より増加をしているというふうに分析をしているところでございます。

ふるさと納税の事業につきましては以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 今、説明受けましたけれども、昨年8月末ですか、1.5倍ということは、1年このまま順当に推移すると、3,000万を超えるような状態ですね。これはすばらしいことだと思います。

前から、私もこれ言っていますけれども、品目を増やせばお金も増えると、これは比例すると思います。前に一回、例でちょっと挙げまして、それはまだどこの町村やわからんので、もう一回調べたいと思います。確かにあったはずですが。というのは、190万が500万になって、何千万と1億になったようなところがあるんです。また、

それ調べます。

やはり、今、だいぶ、この郵便局のこういうこともサービスにまた入れてもらっているんですけども、事業者さんをお願いして、できるだけ地元の産品を増やしていただいて、私はできたら500品目ぐらい、目標、500品目で5,000万以上。とにかく、市町村はお金の取り合いやから、少ないよりも多いほうがええと思います。500品目ぐらい目標に一回、ちょっと頑張ってくださいたい。それだけお願いしておきたいと思います。ちょっとまた答弁だけ。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。いろんな品目についても、いろんな形で啓発はしているんですけども、なかなかまだもう少し入っていただけないところも、実際のところございまして、こうして登録いただきましたら割とスムーズに行けるんで、ちょっと入り口のところで非常に戸惑いの起こられている事業者さんもおられますので、そういった点も踏まえまして、またいろんな角度から宇治田原町の、これはある意味では魅力の発信と、こういうこともございますので、明言はできませんけれども、そういった気持ちで臨んでいきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 質問といいますより、こういうことを進めていただくので非常に結構だという意味で申し上げておきたいというふうに思います。

今回、ご紹介いただいたように、事業者数、それから品目もだいぶ増やしていただき、実績、今現在の実績も今申していただきましたようにいいことだというふうに思います。特に、これは地域振興というのも非常に大きなテーマでありますし、今回、またちょっと変わったところでは、こういうふるさと納税の本来の趣旨である郷之口の郵便局を中心としたそういうサービス、これも入れていただいた。私、もう一つ、何よりいいのは移住、定住者ということで、移住者が早速ここに1件入れていただいたということがあります。これからどしどしこういう移住者、定住者についてもこういう中に含んで取り組みを進めてほしいなということ。それと、もう一つはやっぱり工業団地、だいぶご苦労していただいたということを知っておりますので、それは結構なんですけど、更にさらにこういう移住、ふるさと納税に関して、こちらの工業団地のメンバーの皆さん方からもどんどん参加していただくようお願いしたいなというふうに思います。

その辺について、ちょっとコメントがございましたらお願いします。

○委員長（垣内秋弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 委員おっしゃっていただきました移住、定住者の観点につきまして、ちょっと説明が漏れておりまして申し訳ございません。

意匠ガラスということで、郷之口のほうに移住をされておられる方が今回、起業されておりまして、そちらを特産品ということで追加をさせていただいております。こういった移住をされた方が起業されて、また宇治田原町のPRをしていただくということは非常に大事なことだというふうに認識をしております。

また、工業団地につきましては、今現在、まだちょっと調整をさせていただいております、ちょっとこちらには載せられてはおりませんが、可能な限り、工業団地のほうの十分PRをしまして、今後もそちらの工業団地のいろんな企業さんに協力がいただけるように努力をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今、おっしゃっていただいたことで結構でございます。申し上げましたように、更にさらに、申し訳ないんですが、今5,000万という話もございましたけれども、私も前、1億という話もしておりましたんで、なかなか難しいことかもしれないけれども、高く、高みを狙って益々こういう内容は取り組んでほしいということをお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、宇治田原町空家等対策協議会について説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、続きまして、宇治田原町空家等対策協議会についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、空家対策協議会についてということで書いていますA4の裏表の2枚物の資料、またその後ろに別紙1ということでカラー刷りの資料、その後ろに別紙2ということでA4の1枚物の規則の概要、別紙3ということでイメージ図のほうを付けさせていただいております、最後に別紙4ということで、お試し住宅についての検討資料ということで付けさせていただいております。

ちょっと最初に申し訳ございませんが、別紙4のほうで訂正がございます。（1）のところに「空屋を活用したお試し住宅」ということでありまして、「空家」の「や」が

家屋の「屋」になっておりますが、「家」という形になっております。訂正をさせていただきたいと思っております。また、文面中に「空家」ということで家屋の「屋」の「空屋」のほうがこっちのほうにも出てきますが、正しくは「空家」の「家」というほうの漢字でございますので、ちょっとお詫びをして訂正をしていただきたいと思いますというふうに思います。

そうしましたら、一番最初の資料に戻りまして、空家等対策協議会の報告をさせていただきます。

この協議会自体は平成29年度に空き家等の対策計画の策定協議会をもちまして、その中で宇治田原町の空き家の対策計画を策定いたしました。その実際に運用ということで、この協議会のほう設置をしております。期日につきましては8月8日に役場のほうで開催をしております。

趣旨としましては、先ほど申しましたけれども、29年度に策定しました空家対策計画の推進のために、町内の空き家の活用策、またそのまま放置すれば影響がある特定空き家に対する措置方針を協議する場といたしまして、会議を開催したものでございます。

裏面をめぐっていただきますと、この空家対策協議会の委員名簿ということで、おつけをさせていただいております。基本的には29年度に委員会を構成いたしました空き家の対策計画の策定協議会の委員さんのメンバーをほぼ踏襲しているような状況ではございますが、3番目でございます小沢先生、こちら府立大学の先生でございますが、こちらの方につきましては、前年の朝田先生のほうから小沢先生のほうに交代をされております。

また、4番の櫻屋敷さんにつきましては、前年度、宅地建物取引業協会のほうから野川さんが出ていただいていたんですが、櫻屋敷さんということにメンバーが変わっております。

また、10番として新たに法定協議会になりますので、町長のほうが協議会のほうに入っております。

このようなメンバーで8月8日に第1回の会議を開催いたしまして、会長につきましては、府立大学の名誉教授の小沢先生に会長にご就任をいただきまして、副会長につきましては湯屋谷区長の谷村区長のほうに副会長ということでお世話になったところでございます。

会議の概要といたしましては、まず、新しい委員さんもおられますので、本町のこれまでの取り組みの経過ですとか、空家対策計画の概要を説明させていただきまして、ま

た、特定空家候補物件の状況、また、今年度予定をしております、実施をします除却支援事業、空き家のこぼちの関係の支援事業の制度の説明ですとか、また、空き家を活用しましたお試し住宅、こちらについてのスキームの検討なりを協議させていただきました。

委員さんのほうからは、除却の支援については上限額であるとか、所有者に対しての十分な周知が必要である、また、お試し住宅についてはその利用期間等について様々な意見をいただきました。基本的には事務局の提案どおり協議会のほうで了解をいただきました。

この協議会につきましては、年内を目途にあと1回もしくは2回の開催を予定しているところでございます。

続きまして、別紙1の資料をごらんいただきたいと思います。

別紙1からは、この協議会で使用いたしました資料を抜粋したものでございます。

別紙1につきましては、7月5日の日に神奈川県の中井町さんが視察研修に来られたときの資料を要約したものでございます。

めくっていただきますと、宇治田原町の空家対策の経過ですとか、空家対策の取り組み等を書かせていただいております。昨年度に空き家の対策計画を策定いたしましたが、京都府内での町村では初めての計画、また近隣（宇城久・綴喜）の中でも初めてのことの取り組みになりまして、かなり空家対策計画の策定については進んでいるような状況でございます。

次のページからずっと空家対策計画の取り組みについてということで、これまでの取り組みを書かせていただいております。

9ページ、10ページには空家バンクの関係を載せさせていただいております。

続きまして、別紙2をごらんいただきたいと思います。

今年度の事業であります空き家の除却の関係の事業でございます。

こちらの規則の概要ということで付けさせていただいております。目的といたしましては、管理が行われていない放置されている空家の除却のほうを推進しまして、住民の安全安心の確保、また生活環境の保全を図るために、空家等を除却しようとする方に対して、予算の範囲内で補助を行うものということで、制度を作っております。

定義といたしまして、空家、不良住宅、特定空家等、要観察空家等の定義を定義づけをいたしまして、補助の対象の空家といたしまして、町内に存する空家であること、個人が所有するものであること、公共事業等の補償の対象になっていないもの、これが必

須要件でございまして、次の④⑤いずれかの該当するものということで、住宅改良法に規定する不良住宅であること、もしくは判断基準を適用した特定空家等及び要観察空家と判定されたもののうち、町長が除却することを適当と認めたもの、この④⑤がいずれかの条件に当てはまる場合はこの補助額制度の対象になるということでございます。補助対象につきましては、基本的に空き家の所有者、また法定相続人等でございます。様々な、ちょっと条件を下の方につけさせていただいております。

裏面をめぐっていただきまして、この補助の対象工事になります。

工事につきましては、補助対象者が町内事業者に発注をする除却工事ということで、町内事業者育成の観点から町内の事業者に発注のほうを限定しております。その中で建設業法で許可を受けた者、またリサイクル法の登録を受けた者が工事をしていただく者に限定をさせていただいております。

申請のスケジュールにつきましては、今現在、募集中ではございますが、今年の12月までの予定をしております、第1回目の募集を10月1日月曜日で締め切りで現在、募集をさせていただいているところでございます。

補助の金額につきましてはですが、こちらにつきましては、不良住宅と特定空家とで補助に差を設けております。

次の別紙3のイメージ図を見ていただくとわかりやすいかと思います。

一番左側には活用可能な空家がございまして、そちらから管理不全の空家というのがございます。このうち住宅改良法に基づきます不良住宅、こちらにつきましては、撤去される場合につきましては、国の社会資本整備総合交付金の交付対象になります関係上、補助率を5分の4、上限を80万円ということで除却に対しての補助を出そうというものでございます。

その下のほうの管理不全の中で、特定空家ですとか、要観察空家等になった場合ですと、この不良住宅の部分が使えなくなりますので、特定空家になりますとこの右側の補助率5分の2、上限40万円ということで、町単費の交付対象の補助という形で考えております。これにつきましては、できるだけ特定空家になる前に、国の補助を活用する中で不良住宅を撤去していきたいと。ただ、その後、特定空家になりますと、指導、勧告、命令、代執行というような手続に進みますが、そうなってしまったときに何も撤去の補助がないということですので、勧告までにつきましては、町のほうで上限40万円として、補助をしようというものでございます。その後の命令代執行につきましては、こちらは法律に基づく命令でございまして、こちらについては補助をするべきもので

はないというふうなことで、制度のほうを考えております。

続きまして、別紙4のほうのお試し住宅の部分でございます。

空き家の活用の中のお試し住宅についてですけれども、活用可能な空き家につきまして、町が住宅として借り上げてまして、必要な修繕を行った上で、移住希望者のほうに一定期間賃貸する事業でございます。イメージとしましては、そちらに、表につけさせていただいておりますイメージのような形になります。

そのお試し住宅のメリットとしましては、移住希望者が町での暮らしを体験することで、地域の実情を感じて、スムーズな移住、定住につながるという。また、所有者の方は、町に賃貸することでその空き家の修繕とか維持管理の費用の負担がなくなる。また、空き家を活用することで、老朽化、危険化の予防につながるというということで、お試し住宅のほうを今年度考えているところでございます。

続きまして、めくっていただきまして、物件の選定についてということでございます。

今年度、お試し住宅のほうの整備を実施するわけですけれども、まず、エリア、空き家のあるエリアの条件の中で、この事業に対して理解のある所有者の家屋があること、また、地域の理解が得られること、また公共施設とか店舗が、地域内に、近接地域に存在するなど、一定の利便性があることなど、こういう条件の中で、今お試し住宅の候補を検討しているところでございます。

また、物件の状態につきましては、現状で利用可能か、もしくは小規模の修繕で対応ができるもの、こちらの物件を選んでいるところでございます。また、昭和56年6月以降の新耐震基準を満たしている物件で、今現在、選定をしているところでございます。

続きまして、次のページですけれども、空家所有者との関係ということでございまして、今現在、空き家をお持ちの方から、このお試し住宅を借りる形になるんですが、借り上げの期間といたしましては、一応5年程度を考えております。費用といたしましては、町は借り上げた空き家及びその敷地の固定資産税相当分を空き家の所有者の方にお支払いをさせていただくという形になります。空き家につきましては現況で借り上げてまして、町のほうの予算で、予算の範囲内で改修、今年度の予算で事業費をみておりますが、改修をしてお試し住宅として整備をするものでございます。

続きまして、裏側、別紙4-4になります。

利用者の方のほうですけれども、契約の形態といたしましては、一応、契約期間につきましては1カ月以上6カ月以内利用して、利用者の希望にあわせて、1カ月単位で契約を行うというものでございます。

賃貸料につきましては、一応、月3万円程度を検討しているところでございます。また、光熱費等は利用者の負担としております。

また、この申込者につきましては、町のほうで申し込みの受け付けをさせていただきますが、利用者の制限ということで、当然、宇治田原町のほうに移住、定住を希望される方、地域になじんでいただくという方が大前提でございますので、自治会や地域活動に積極的に参加をされる意思のある方と利用者のほうで条件を付けさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

宇治田原町の空き家対策協議会につきましては以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 数年前から私は、私以外の人も空き家対策については、一般質問のほうでもどんどん言ってきましたけれども、相当、空き家対策の取り組みについても先も見えてきました。特に、今聞きましたこのお試し住宅、これはもう人口減少対策にもなりますし、これはすばらしいことやと思います。ぜひとも成功してほしいと思います。

不良住宅、特定空き家、これからますます特定空き家が増えてくる。この特定空き家、これ色々補助も付けてもらっていますけれども、最終的に解体処分して更地にした場合、これも以前に委員会で何回かは質問しましたけれども、固定資産税、これの減額、やはり更地にすると税金が上がるということは所有者は解体しづらい、更地にしにくい。そこを何とか軽減策を考えてもらいたいと。それは、町の税収には響くかもしれませんが、やはり危険箇所を除こうと思うと、所有者のやはり有利なほうにもっていかないと、税金上げるとなると解体したくてもしづらいと思います。その点、一応、答弁してください。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） まず、空き家を更地にした場合は小規模特例とかの特例が外れて税金が上がります。特定空き家と認定された時点で、固定資産税がまず上がります。そのことなんです、あと解体用の固定資産税の優遇措置についての質問だと思うんですけども、担当課としては法令等に照らし合わせて、行っておりまして、国で定める固定資産税の基準に盛り込まれていないということもあって、実施する場合は町独自の取り組みということになると思いますけれども、税の担当課としては、税の公平性を重視する考えであり、優遇措置の検討を行う予定は現在のところございませんということです。

以上でございます。申し訳ございません。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 最終的には最高者の判断やと思いますけれども、やはり町で特例でも作って、特定空家だけでなく不良住宅じゃなくてももう、空いてしまったと。空いてしまって、空き家で見づらい、そういう住宅はやはりどんどん処分して行って、稼ぐ住宅は、それはもちろん大手を振って貸したらよろしいです。貸せないようなところは、まあまあ使えるような状態であったかて、やはりもう処分して更地にして、宇治田原町を見やすい町にするためにも。それでなかったらお試し住宅にしたって、隣で変な空き家があったら、その借りる人がその家を借りようと思っても、2軒のうちの1軒が変な空き家やったら借りる人も借りづらい。やはり、税金の軽減策はぜひとも、私は必要やと思うんです。

仮に、例を出して、どれだけ減るもんかと。それも一回試算してもらって、データを出して、やっぱり早急にそれはやってもらいたいと思います。副町長、その点、どうですか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、確かにある意味では、今おっしゃったようなことも考えられる部分もあるんですけども、その土地が今後、じゃどういうようにしていくのかという問題も出てくるかというように思いますんで、あらゆる面から考えた中で、確かに空き家の中でも早く潰していただくこともあれば、いろんな、次に使う、その辺もあわせて、あとの土地の軽減にしても、じゃいつまで軽減するのかとこういったいろんな問題もございますので、ちょっといろんな角度から検討して宇治田原町らしい、景観も含めた中で今後考えていきたいと思います。よろしくをお願いします。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 十分期待して、質問を終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の所管事項の報告を終了いたし

ますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) ないようですので、当局から何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) これでただいま出席の所管課にかかわります事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時53分

○委員長(垣内秋弘) 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業部所管分にかかわる事項について進めます。

まず、建設環境課所管の町道郷之口高尾線災害復旧工事につきまして説明を求めます。

垣内建設環境課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは、町道郷之口高尾線の災害復旧工事の経過と今後の予定につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、資料のほうをごらんください。

経過と今後の予定というところの欄になります。

まず、災害発生。ご存じのように7月5日の朝、パトロール中に崩壊、崩落寸前でありましたので、道路の通行止めを職員のほうで実施いたしました。その後、この小さいですけども写真にありますように、道路に山腹からの崩落がありましたので、全面通行止めを直ちに行いました。その後、測量を実施しております。この崩れた山に人が実際に登って測量するということが非常に困難でございましたので、ドローンにて測量し、現況の確認をしております。その後、工法等の検討を行っております。

そして、この法面崩土の除去についてですけども、これまでのやり方では、通常人力にて浮石等の除去作業を行うんですが、非常に膨大でもございまして、苦慮しておりましたところ、この斜面安全掘削工法、これも写真にございますSSD工法というふうに書かせていただいておりますけれども、ちょっと写真小さくて見にくくて申し訳ないんですが、写真中ほど、黄色く見えているのが重機でございまして、小さいユンボを用いまして山の方からワイヤーで吊るし、ずり落ちないように浮石の除去を機械で行う。こういった工法がございまして。

これのできる業者が京都府のほうからご紹介いただき、当時、西日本広域で非常に需

要が高かった業者で、ここも請け負っている範囲が広がったんですけれども、7月末から除去作業が実施できるということで、7月末からの除去作業を行いました。

その後、ボーリング、それから水道管の移設を行って、今月初めから仮設防護柵の工事にかかっております。ただ、ご承知のように台風21号の影響で多くの倒木がございました。昨日まで、まだ除去作業を行っているところで、停電の対策を同時に業者のほうに行っていておりましたので、そういったことも含めて、若干工程に影響はしておりますが、ただ、一日でも早く片側交互通行ができますように、現場のほうでも頑張ってもらっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、今後につきましては、10月1日に災害の査定を予定しております。復旧設計について、査定を受け、修正がなかったといたしましても交付決定後となりますので、発注なり契約につきましては、それを待っての実施となります。いずれにいたしましても、少しでも早く入札、そして施行完了ができますよう準備をしまいたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ございませんか。ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の全国・関西茶品評会の結果報告につきまして説明を求めます。
木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。

本年度の第71回の関西茶品評会と72回の全国茶品評会の審査結果が出ましたのでご報告させていただきたいと思っております。

上段のほうの71回の関西茶品評会、審査会の日時は30年7月31日から8月2日にかけて、三重県四日市市の水沢町で行われました。総出品点数といたしましては489点。かぶせ茶66点、煎茶206点、玉露36点、てん茶93点、その他の茶種ということで深蒸し煎茶がございまして、本町からの出品茶といたしましては22点、かぶせ茶2点、煎茶4点、玉露5点、てん茶11点ということでございます。

玉露の部におきまして、2等の4位に並木秀和氏、3等の8位に並木廣隆氏、3等の10位に並木泰義氏ということで入賞されました。

次に、第72回の全国茶品評会の審査結果でございます。

これにつきましての審査会が30年8月28日から8月31日まで、静岡県静岡市の静岡茶市場のほうで開催されました。出品点数は884点、かぶせ茶が107点、煎茶が102点、玉露が99点、てん茶が110点、その他の茶種として466点といたしまして、煎茶の10キロ、深蒸し煎茶、蒸製玉緑茶、釜炒り茶ということでございます。

本町からの出品点数につきましては9点、かぶせ茶3点、玉露1点、てん茶5点。その中で、かぶせ茶の部におきまして、1等1位勝谷健士氏、2等の10位森口雅至氏、それと玉露の部におきまして3等の20位下岡清富氏が入賞されました。

今回、かぶせ茶の部において1等の1位ということで勝谷健士氏が農林水産大臣賞を受賞されました。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 今年も勝谷健士さん、第2勝ということで、これで2回目、3回目ですか、全国。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 全国の品評会におきましては初めてです。この前に取られたときには関西の品評会でした。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それはすばらしいことで、宇治田原町を全国に名を知らしめたということは、勝谷さん、もろ手を挙げて褒めていきたいと思います。

前から、いつもこの件には言っているんですけども、茶農家の全体的なレベルを上げたらと、何回も言ってきました。全体的なレベルを上げるための方策はどういう方策をとっておられるか。それちょっと一言、答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） まず、このような品評会に出していただくのも一つでございますし、また、生産農家が互いに人の茶を見合って研究し合うという事業もされておりますので、そういうことも一つでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

やはり、レベル上げることは出品する、これも一つの作戦であり、事業ですね。それとも前から何回も、聞いていますけれども、関西で22点、全国で9点、点数はまあまあ評価できますけれども、軒数、ということは以前から1軒の家で2点なり3点なり、

親子の名前で出したり、そういう例もあったと思うんで、これはもしわかったら関西で何軒か、家族的に、構成的に、全国でこれ何軒か。点数じゃなくて、それは今わかりませんか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ちょっと関西と全国に分けたらわからへんのですが、今、両方合わせて8軒でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

今、宇治田原町で茶農家は、専業、兼業、合わせて何軒ぐらいおられますか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今、生産部会のほうに入っておられる農家数が約100軒でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） いや、100軒あって、8軒ということは余りにも少なすぎます、私の感じでは。やはり、100軒あれば、せめて2割、20軒ぐらいは出していただきたい。それもやはり何かの形で奨励するなり、施策をとってほしいと思うんですけれども、その点、部長、何か施策ありませんか。あれば答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 現在の制度におきましては、上位入賞された方につきましては褒賞のほうお出ししておりますけれども、今、現状におきましては正直なところ、次の拡充ということでは検討できておりませんので、それにつきましては今後研究するということで、何ができるかということをやっと勉強していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それは十分お願いしておきたいと思えます。

私が見ている感じで、誰も一緒です。競争するには勝ちたい。勝つためには自分のマル秘というものは教えられない、技術を。というのは肥料をやるにしても、その肥料の種類、肥料の時期、これやはり、優等賞になるとその下の人にもやはり全部教えて、その宇治田原町全体のレベル上げる、そういうふうな形で日本一の天皇杯もらったような長老というたら失礼ですけども、立派な人もおられるんで。やはりそういう人から、やはり一番よいお茶のつくり方を教えてもらって、そういうのが会議ではないけれども、

そういうふうな場所をつくるなり、提供するなり、それは行政のほうでできると思うんです。それぐらい積極的にやっぱりやって、その出品するだけでレベル上がったらよろしいんですけども、余りにも出品者も少ないんで、やはりリーダーがお茶農家を、講習ですね、一つの。学校なり、そういうふうなことをやってもらったら、一気に上がると思うんです。その点、副町長、どう思われますか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

確かに、よその市町村の状況を見てみますと、そういった伝授をされてきて、お互いの茶農家同士が切磋琢磨しながら、一時的に、例えばいい日に茶摘みするとすれば、そこへ一斉に固まるとか、またそういういろんな名手をご指導入っているというような市町村もございます。宇治田原の場合は独自で、今やっておられるのが現状でございます。そういった中で、今もありましたように天皇賞を受賞されている方もおられますので、そういった方のいろんなお話も聞く中で、茶農家がいきいきと生産できる、また、今、野田部長のほうから答弁いたしましたけれども、どういうことができるか、そういったことも踏まえまして、研究していきたいというふうに思っております。今のご質問、我々もそういったことについては日頃から今後どういう方法がいいかというようなことも考えておりますので、そういう中で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） この件も十分期待していますので、よろしく願います。終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。

では続きまして、これにて質疑を終了し、林道地福谷線の災害復旧工事について説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは、先日、予算特別委員会内で、ちょっと写真とかいうお話をいただいた中で今回、これを説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。

この写真の上にありますこの図面が地福谷線で、上から崩土したところでございます。法面の面積につきましては1, 262.16平方メートル、そして、崩土の量にいたし

ましては908.8立米でございます。

下の写真をごらんいただきましたらわかりますように、木が立ったまま、ぐっとずっておりますので、道を塞いでいるということになります。これにつきましては10月10日に林野庁の査定を受けて、それからまた入札を行い、工事を進めていきたいと考えております。

工法といたしましては、今、立木が立っているのを伐採し、その崩土の取り省きとそこへ養生マットの設置を考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） まず最初に、これ資料もらっているけれども、眼鏡かけるが何しようが、虫眼鏡で見やんなん、こんなん数字何にも見えへんで。こんなん資料にならへんで。これA3か、最初。初めからA4か。

○産業観光課長（木原浩一） A3です。

○委員（谷口重和） A3やろ。こんなん、資料にならへんがな、こんなん。もっと大きなのくれやな。何も見えへん。それだけです。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（山下康之） すみません、そうしたら、ただいまご指摘ございました点につきまして、大変申し訳なく思っています。再度、A3に拡大いたしまして、配付させていただきますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにないようでございますので、これで日程に書かれておりますただいま出席の所管分の所管の事項報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手を願います。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 災害がらみのことでちょっと忘れていた部分があって申し訳ない。先ほど、町道高尾線の話もございましたけれども、9月4日の21号のときにも、ちょうどたまたま私も役場のほうにおりまして、夜遅くまで林道の倒木だとか、いろんな枝葉が落ちているもんですから、その通行できるようにご努力をいただきました。特に、消防団なり、それから町の職員の皆さん方が本当にかかりの人数、三、四十名だったと思いますけれども、夜遅くまで継続して努力をいただいた。おかげさんで林道のほうの道も完璧じゃない、難しい問題でありましたけれども、公民館までは通行できるよ

うにさせていただいたということで、そのご努力には本当に感謝申し上げたいと思いますし、区の三役の皆さんも非常に感謝されておったということでもあります。そのことを申し上げておきたいと思います。

電気も昨日通電をした。これも非常につらい思いをしばらくされておりましたので、大変喜びを表現されておりました。この件も感謝をしたいということでございました。

ただ、もともとあった町道の開通にこういう停電が入って、また別件で大変また、まだつらい思いをしているわけでございまして、この辺についてはぜひ、非常に難しいことでありましたけれども、是非ぜひ早期復旧にむけて、更にお願いをしたいということでございます。

その点については、お聞きするというよりも、そのことを申し上げておきたいというように思います。もし、何かがございましたら言っていただいたら結構です。

もう一点、ブロック塀の関係で、これは6月の地震で、大阪北部の地震で高槻で事故がありまして、ブロック塀倒壊による子どもの気の毒な状況があったわけです。それで、そのときとは別に、9月4日の時点、多少影響はあったのかもしれませんが、学校の休校時にある地区においてブロック塀が、まさに倒壊したということで、これは通学路でありました。その通学路で、休校であったために、そういう意味では事なきを得たわけですが、こういうこともやっぱり現実起っているわけです。通学路の安全点検は以前もちょっと申し上げましたけれども、やはり、町職員、教職員が目視点検をしたとか、それから教育委員会でも目視点検をしたというようなことですが、やっぱりああいう内容は私もここを通ったことあったんですが、この間の9月4日なんかで、まさか落ちるとは思っていない。そういう目視ではなかなかわかりにくいところがあるんで、やっぱり専門家なり、一旦はそういうチェックをする必要があるんじゃないかと思いますので、その辺について、ぜひ学校と連携なり、図りながら専門的な見地で、目で、町としてどうするんかということはこれから考えていかなあかんの違うかなと。あえてそのことを申し上げておきたいというふうに。何かございましたら、ちょっと、ご答弁いただければと。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの答弁でございましてけれども、6月18日に大阪のほうで地震が震源地として発生し、本町においても多少なりの影響があったところでございます。そういう中で、通学途上で、子どもが痛ましい事件に、非常に残念なことが起こっている中で、今年の9月4日の台風のときも、我々も思っていなかったところで、あ

その門の上が倒壊したというようなことも聞いておまして、そこについてはもう、地主さんよって全部撤去するというような報告も聞いているところでございます。以前からそういったところの点検ということで、ご指摘もいただいている中で、町の公共的なところは全てチェックはできておりますけれども、ただ個人さんの場合についてはなかなか踏み込みの難しい点があった中で、目視点検をしたというような報告もしているわけでございますけれども、空き家の家もございまして、町としても安全が何よりでございますので、いろんな方策を入れる中で、再度、例えばその家の方がそういう状況やということも、もっと少し知っていただいているのかどうか、あるいはまた、いつごろその擁壁ができてきているのかどうか、あるいはまた、そこに現在おられないというようなところもございまして、その辺も踏まえまして、町としてできる範囲の中のことにはやっぱりやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今の時点ではそういうことで結構なんですが、やはりこういう事故に対する対策をまた実行するのは、そのときタイムリーなときでありますから、やっぱりこういうときにそういう住民さんにも働きかけるそういう内容も必要かなというふうに思いますので、あえて申し上げておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 今の松本委員のお話、当然やと思います。ブロック塀だけでなしに、土塀もある、いろんな建物がある。それもやはり所有者の責任もありますんで、所有者にやはり役所のほうから、当局から情報を入れてもらうと、それがやっぱり一番大事やと思うんで、それだけお願いしたいと思います。これはお願いで答弁要りません。

それと、もう一つ、西ノ山展望台、集団茶園の展望台、あそこ、上にずっとまた暗渠するのか、何か、ずっと溝掘っていますけれども、あれはいつごろ終わるのか、それ聞くのと、道路側、やはり草は生えています。木の階段のところ、芝打ったところはきれいになってきました。道側はなぜ芝打たない、それもちよっと聞きたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） まず、今後の工事の発注の計画のほうでございましてけれども、正直なところ、災害等で本来、西ノ山で取り組むべき部分が遅れていることが現状ではございます。今後のスケジュールといたしましては、まずは今、委員ご指摘のとおり、今、排水のために現場の広場のほうの端っこのほうを掘っております。まず、第一

段階にそちらのほうの排水の対策をもう少しきっちり勾配をとりまして、暗渠の排水だけの工事をまず、近々に発注したいと考えております。追いかけて、あと広場の仕上げのほう、水はけの悪い部分もありますので、その辺の水はけを、勾配の取り直しと広場全体の芝張り、ガレージの舗装のほうを次の段階に発注したいと考えております。また、遅れまして最後には、あとハートの事業の展開ということで、あそこのハートの展望台という位置付けをしておりますので、その事業に取り組みたいと、その辺を年度内にきっちり完成させて、まず考えております。

あとそれと、芝の件につきましてですが、確かにやり方が少し、階段部分の芝の張り方とあと道路から見えている法面のところでの施工方法を変えたといいますが、階段の面につきましては、完全に全て作りあげた法面でしたので、造成したところに芝をきっちり張ったんですが、道路側のほうの法面につきましては、一部既存の法面を残しておりましたので、既存の法面のところの状況をきっちり表土まで取りませんでしたので、その結果、既存の法面の部分が雑草まじりのような感じで現状なっております、新たに造成した部分については道路側も芝が張れているような状況で、施工方法、既存を残した部分につきまして、現状あのような状況にありますので、その対策は草刈りもできていない部分ありますので、その辺を含めて、ちょっと考えなければならないと、考えているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） あそこは以前から皆さんご承知のように、また当局も言っているように宇治田原町の玄関やと、あそこに展望台を作るねや、皆さんにあそこできれいな宇治田原町を見てもらうねと。それは重々、皆承知しているんです。その場所は、草生えていたらどないするねんというたら、シルバーをお願いします。業務委託で刈ってもらいます。そなん1週間に1遍刈れへん。というのは一番草の生えるときは1日に2センチ、3センチ伸びよる。1週間もしたらこんだけ伸びよる。それも同じ草ならまだしも、こっちでススキ、こっちで変な草生えるとか、それが雑草や。今、走ってもすごい見苦しい。あそこ、わしら、素人考えやったら、宇治田原町の看板つけてもええぐらいや、あの法面に。あんな山の見えへんようなところに看板つけるよりも。もうちょっと考えやなあかん、方策を。既存の壁面わかりますか。それは芝張らへん。削ったらええんです。そうしたら、芝、打ててあるねや。今ごろ、青々とした芝にぐるり、芝になつとる。それはどんな工法か知らんけれども、そんなしといたら何ぼでも生えよる。芝張って、きれいにしといたら、シルバーに業務委託しやんかて、そのままで残る。その暗

渠はでも、もう大分前にも指摘しているけれども、今ごろやって、それも1カ月ぐらいで蓋してちゃんとすればいいけれども、こんな雨降る、台風来た、こんなもん予測できることや、最初から。まだ、できてあらへん。もうちょっと、あそこは早いことやってもらわんと。何でも一緒です。お願いしておきます。何かあったら答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。ご指摘のほうにです。

おっしゃるように、あそこは宇治田原町の玄関でもございますので、あそこがまた一つの起点というようにも考えておりますので、見栄えのいい、そういったものにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 最後に一つだけ注文つけておきますけれども、そのハート、どういうハートのモデルになるねやわからへんけれども、みんなが納得できるようなタイプにしてもらいたいと、これだけ要望しておきます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。山本委員。

○委員（山本 精） 色々と災害の問題で話が出ているんですけども、特に最近、農家のパイプハウスとかが壊れているというような被害が出ていると思うんです。町でその被害の実態とかは、今つかんではるんかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 台風ごとには、パイプハウスの倒壊等の情報をつかんでおります。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 件数とかわかりますか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 台風12号においてはパイプハウス2棟、それと21号におきましてはパイプハウス13棟ということで確認しております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） そういう方々に被災して使えなくなったパイプハウスとか農業機械とか、器具の購入とか修繕などに対して、国や府から支援する制度があると思うんですけども、その周知などはどのようにされているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 京都府の補助事業ということで、農業者等の普及応援事業という事業もございます。それにつきましては、今月7日にこの役場の2階の大会議室で説明会を京都府によって行っていただきました。その案内につきましては、JAの毎月最終の週に配られる『アトレ』のほうに折り込みを入れて周知させていただいたところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） なかなか、あまり見はらへん人も多いと思うんですけども、その辺しっかりとやっぱり周知して、こういう制度があるということを知らない人もやっぱりいると思うんで、その辺きちっと農家の皆さんに行き渡るように徹底をしてほしいなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 直接、役場のほうにも情報を入れていただける農家もあり、その方たちにもこういう事業が、おうちの損害の状態でしたらこの事業がありますよというような、細かく説明はさせていただいておりますので、今後においても何かございましたら、また、色々説明とか相談には乗っていきたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。ぜひとも、そういう方向で進めていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 当局側は何かございますか。

（「なしです」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これでただいま出席の所管課にかかわる事項を終了いたします。

次に、日程第2、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 観光振興のほうですけども、湯屋谷の交遊庵はうまいこといっていますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） オープンの日から、営業日数でいきますと約40日なんですけれども、地域の方、非常に頑張ってくださいまして、毎月必ず新しいことをしようということで、8月には新しい飲食メニューを開発されたり、9月からは体験メニ

ューを新たに設けまして、事前申込制をとるなどして周知を図ったり、一生懸命頑張っ
ていただいておりますし、それに対しまして、町としましても一緒になって準備をし
たり、それから周知も協力したりということで、進んでいるというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。それはありがたいことです。

それと、今日までの集客数がわかれば、幾らぐらいか。

それと、もう一つ、この前から色々問題出ていましたけれども、入り口の看板、何
か反対もあるように聞いていますけれども、やはり、進入路の看板はぜひとも必要やと。
いろんな反対意見もあると思うんで、それはやはり話し合っ、何も入口、看板立
ることによって、その近所の業者が迷惑かかるとか、売上減るとか、そんな問題ではな
いような看板を立てたらいいんです。その点、やっぱり、ちょっとうまいことスムーズ
にいくように、努力してください、当局のほうで。その点、ちょっと答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） まず1点目の来館者数ですけれども、先週の時点で
40日なんです、それで約2,000人です。単純計算しますと、平均50人なん
ですけども、やはり平日が30人、20人から40人の間ぐらいで、週末が50から
100の間ぐらいというようなことなんです、ちょっと最近、災害ですとか、雨の週
末が多くて、それでやはり雨になりますと少し、客足が落ちるということで、そうい
ったときの対策なんかもどうしたらいいかなという話をしているところでございます。

それから、看板でございます。ご指摘のとおり、入り口に看板をつけるべきと、前回
の委員会でもお話ありまして、その後、ちょっと地域の方との設置する、しないの話
も若干あったんですけども、やはり、目印が何もないと、入り口のところにないとい
うのは町の施設としても案内不足でありますし、やはり知っていたらもっと入りやすか
ったというお声も来館者の方からも聞かれますので、どういった形かということ、早期
に考えて、設置のほう考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これもう十分期待していますんで、よろしく願いいたします。終
わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 当局側、何かございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 事務局。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) ないようでございますので、日程第2、その他について終了いたします。

本日は付託議案がございませんでしたので、所管事項報告のみとなりましたが、無事に審査を終了することができました。ありがとうございました。お礼申し上げます。

また、当局におかれましても、詳細な説明、資料等作成ありがとうございました。ご苦労さんでございました。

第2四半期も終盤に差しかかり、下半期に入ろうとしているわけですが、確実な事業執行に努めていただきますよう、強く求めておきます。

また、委員会所管にかかわります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう、重ねて要望しておきます。

10月の閉会中の委員会においては、第3四半期の執行状況の報告を願う予定といたしております。10月23日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さんでございました。

閉 会 午前11時31分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 垣 内 秋 弘